岩手県告示第835号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成24年11月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 進栄建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字道場136番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木利幸
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第124号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金 工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年11月8日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年11月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 刈屋建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市刈屋第11地割80番地3
 - ウ 代表者の氏名 向井田岳
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-23) 第272号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年11月2日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成24年11月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 千田産業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢614番地
 - ウ 代表者の氏名 千田孝俊
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-20) 第9997号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年10月29日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成24年12月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北上ビルメン株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市幸町2番5号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木健策
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-24) 第50051号

- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年11月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。